

国立大学法人大分大学における令和2年4月1日付け事務組織の改組に伴う関係細則の整備に関する細則

令和2年4月1日制定
令和2年細則第18号

(国立大学法人大分大学広報委員会細則の一部改正)

第1条 国立大学法人大分大学広報委員会細則(平成28年細則第8号)第3条第1項第6号の規定中「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とする。

(国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進本部に置く室に関する細則の一部改正)

第2条 国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進本部に置く室に関する細則(平成29年細則第10号)第3条第4項第5号の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課長」を「研究推進部研究推進課長」とする。

(国立大学法人大分大学旅費細則の一部改正)

第3条 国立大学法人大分大学旅費細則(平成16年細則第27号)別表第1中「研究・社会連携部」を「研究推進部」とし、「学生支援課」を「学生・留学生支援課」とする。

(国立大学法人大分大学契約審査委員会細則の一部改正)

第4条 国立大学法人大分大学契約審査委員会細則(平成21年細則第9号)について、第3条第1項中第6号を削り、第1号から第5号を1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 監査室長

(国立大学法人大分大学旦野原及び王子キャンパス交通規制実施細則の一部改正)

第5条 国立大学法人大分大学旦野原及び王子キャンパス交通規制実施細則(平成21年細則第16号)第5条の表中「学生支援課」を「学生・留学生支援課」とする。

(国立大学法人大分大学研究資金立替取扱細則の一部改正)

第6条 国立大学法人大分大学研究資金立替取扱細則(平成21年細則第25号)第9条第1項の規定中「研究・社会連携課長」を「研究推進課長」とし、第12条の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部研究推進課」とする。

(国立大学法人大分大学利益相反ワーキンググループ細則の一部改正)

第7条 国立大学法人大分大学利益相反ワーキンググループ細則(平成22年細則第2号)第3条第1項第3号の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課長」を「研究推進部産学連携課長」とし、第9条の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部産学連携課」とする。

(国立大学法人大分大学利益相反アドバイザーボード細則の一部改正)

第8条 国立大学法人大分大学利益相反アドバイザーボード細則(平成22年細則第3号)第6条の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部産学連携課」とする。

(国立大学法人大分大学における研究活動上の不正行為に係る調査等に関する取扱細則の一部改正)

第9条 国立大学法人大分大学における研究活動上の不正行為に係る調査等に関する取扱細則(平成27年細則第20号)第26条の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部研究推進課」とする。

(国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱細則の一部改正)

第10条 国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱細則(平成27年細則第21号)第13条の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部研究推進課」とする。

(国立大学法人大分大学情報セキュリティ委員会細則の一部改正)

第11条 国立大学法人大分大学情報セキュリティ委員会細則(平成23年細則第3号)第3条第1項第8号の規定中「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とし、第9条の規定中「研究・社会連携部」を「研究推進部」とする。

(国立大学法人大分大学情報格付け及び取扱制限細則の一部改正)

第12条 国立大学法人大分大学情報格付け及び取扱制限細則(平成28年細則第28号)第5条第1項の規定中「事務局各課にあつては課長, 学部事務部にあつては事務長, 監査室にあつては室長」を「監査室にあつては室長, 事務局各課にあつては課長, 学部事務部にあつては事務長」とする。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。